

三田市長 森 哲男 様  
三田市健康福祉部長 高見 智也 様  
三田市健康福祉部障害福祉課長 中田 昌彦 様

兵庫県知事 井戸 敏三 様  
兵庫県健康福祉部長 山本 光昭 様  
兵庫県健康福祉部障害福祉局長 羽原 好一 様  
兵庫県障害福祉課長 崎濱 昭彦 様

◇兵庫県三田市におけるしょうがいしゃの長期監禁事件の検証に関する要請

「骨格提言」の完全実現を求める大フォーラム実行委員会  
実行委員長 横山 晃久

私たちは、2011年8月に「障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会の作った「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下、骨格提言）の完全実現を求めて活動しています。「骨格提言」の実現こそ、障害者権利条約の具現化だからです。

私たちは、この4月に明らかとなった██████被告の長男の方が25年以上の長きにわたり、立ち上がることもできない檻に監禁されていた事件につき、驚きと深い憤りを感じております。とりわけ、三田市などの行政の対応については、強い疑問を感じざるを得ません。以下、この問題について、私たちの感じているところを述べます。

(1) 神戸新聞のインタビューに答えて██████被告は、長男の方を檻に監禁した時を、「1991年6月に大阪から今の家に転居してきた。その1年後ぐらい」と答えています。監禁した理由を、「暴れて、壁や食器棚、窓を壊すなどして耐えられなかった」と述べています。

この長男の方は、義務教育を大阪で終えているようです。その過程で、療育手帳を取得していたと報じられています。しかし報道からすると、三田市に引っ越してきてからは、ほとんど外出もしていないようです。

義務教育を卒業したての少年が社会から切り離され、同世代の仲間からも切り離され、家の中に1年間も隔離されていたことの悲しさやくやしさに思いをはせる関係者や報道は全く見当たりません。暴れたとしたら、こうした状態に対する苛立ちや抗議だったのではないかと私たちしょうがいしゃは考えます。立ち上がることもできないような檻に25年以上閉じ込められたそのつらさをどうして想像しようとしめないのでしょうか。

そして、「精神疾患」、「精神障害」、「知的障害」と「暴れ」という言葉を結びつけて報じられ続けるあり方は、せいしんしょうがいしゃやちてきしょうがいしゃへの偏見を煽ってしまうのではないかと、危機感を覚えます。

██████被告の主張、行政の対応、報道の在り方も含めて、しょうがいしゃ当事者が関わって検証する必要を痛感します。

(2) ■■■被告の話によれば、1993年に、市の担当者とやり取りをし、担当者が自宅に訪問した、と述べています。この時すでに■■■被告は、長男の方を監禁していたはずですが、市の担当者はこの状況を目撃しているはずなのですが、一切対応をしていないわけです。なぜ、このような対応になってしまったのかを、明らかにすべきです。

(3) 4月28日、市と市社協の記者会見において、2013年8月2日に■■■被告の親族の女性から電話で市障害者生活支援センターに電話があり、同月5日には、女性がセンターを訪れ市社協相談員が対応した、との記録があったことを発表しました。

「同5日付記録によると、相談員は長男の障害者手帳の有無などを市に確認。福祉施設入所を相談する女性に、施設の情報や、希望があれば当事者宅への訪問も可能なことを伝えた」と報じられています。

しかし、別の報道によれば、捜査関係者の話として、この親族の女性は「(■■■被告の妻が)障害のある息子の将来が心配だ、と市に訴えたが、本人を連れてきてほしいと言われ、立ち消えになった」と語っている、と報じられています。

2013年8月5日の相談を巡る、この食い違いがどうして起きたのかを、明らかにすべきです。

また、■■■被告の長男の方が、どのような状況で暮らしているのかについて、どのように記録されているのかを明らかにすべきです。

(4) 今年1月18日に、市の担当職員が■■■被告宅を訪問した際に、木製檻に閉じ込められている長男の方を目撃していますが、この時点で市側は、長男の方の健康状態について、緊急性のない状態と判断していたようです。しかし、その後明らかになったところでは、「保護された長男は片目を失明し、もう片方の目もほとんど見えなくなっていたほか、腰も曲がった状態だった」と報じられています。

1月18日時点で、市の担当職員は、なぜ、長男の方の健康に取り立てて問題になるところはない、と判断してしまったのか、を明らかにすべきです。そして、どの時点で、「視覚障害」や腰の変形に気づいたのか、その経緯も含めて明らかにすべきです。

(5) 森哲男市長は、神戸新聞社の取材に、「20年前はまだ障害者の人権を尊重する法律が整っておらず、実態が見過ごされていたのではないか。」と発言されたと報じられています。

1993年と言えば、1981年の国際障害者年を経て、長期行動計画も実行されていた時代です。一定の法整備もありました。

また、昨年12月に明らかになった大阪府寝屋川市における監禁致死事件では、監禁されていたこの女性が障害者基礎年金を受け取っており、せいしんしょうがいしゃの場合、2年に1度、精神科医の診断を受けていたはずなのです。このことは、現在においても、長期監禁や監禁致死が起きる危険があるということを示しています。

市長の発言は、歴史的な認識においても、また、現在のしょうがいしゃを取り巻く状況についても、かなり不十分であり、残念と言わざるを得ません。

## ●要請事項

(1) 事件検証のための第三者委員会に、しょうがいしゃ当事者団体を主要なメンバーとして参加させること

障害者権利条約第四条3項では、次のように規定しています。

「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」

締約国内の自治体も、当然この条約を実行しなければならず、この障害者に関する問題についての意思決定過程にしょうがいしゃ団体の代表を参加させなければなりません。

最大の被害者である■■■■被告の長男の方の思いや立場に寄り添った角度から検証するためには、三田市の状況を熟知したしょうがいしゃ当事者団体を、第三者委員会に参加させるよう、強く要請します。

(2) 現時点の第三者委員会の構成予定メンバーを教えてください。

(3) 第三者委員会の情報公開

個人情報に関わる問題ですが、審議過程や記録を、できるだけ公開してください。これは、二度と同じような問題を引き起こさないために、どこが問題であったか、市民に伝えるためです。